

平成 29 年 10 月 10 日

建設工事等における一抜け方式の例外について

公告において「一抜け方式」を採用した入札案件であっても、開札時に「一抜け 2 番目」・「一抜け 3 番目」等の開札結果で予定価格の範囲内の入札業者が先に 1 抜けした業者 1 者のみであった場合は、「一抜け方式の例外」として取り扱い「一抜けを採用せず落札に向けた協議」を行います。